

議 第 350 号

平成29年11月30日提出

熊本市立高等学校条例の一部改正について

熊本市立高等学校条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立高等学校条例の一部を改正する条例

熊本市立高等学校条例（昭和39年条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成28年度分」の次に「及び平成29年度分」を加え、「及び」を「並びに」に改め、「平成29年度分」の次に「及び平成30年度分」を加える。

附則第4項中「平成28年度分」の次に「又は平成29年度分」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提出理由）

平成28年熊本地震の被災者に係る平成29年度分の入学考査手数料及び平成30年度分の入学料を減免するため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。